

愛媛県EV推進協会の会員の募集について

愛媛県EV推進協会

我々は、現下の経済環境の厳しさはもとより、環境・エネルギー問題や中国の台頭など、世界規模の大きな変革の波にさらされています。これからの時代に立ち向かい、郷土の持続的な経済発展を期すためには、時代の潮流を捉えた新たな成長分野を取り込むための行動を直ちに起こしていかなければなりません。

このような中、愛媛県は、「愛媛県経済成長戦略2010」において4つの重点戦略分野（「食品」「低炭素」「健康」「観光」）を掲げ、特に、低炭素ビジネス分野への取組として、平成22年4月には「愛媛県EV開発センター」を立ち上げました。

今後、低炭素社会構築に向けた大きな流れの中で、電気自動車技術は、生活に身近な自動車、バイク等の電動化を進展させ、社会のあり方や関連産業の構造を変える影響力を持ちます。さらに、電池の性能向上・量産による低価格化は、自動車に限らず、様々な製品の電動化の可能性を大きく広げるものでもあります。

愛媛県EV開発センターの設置は、電動化技術・電動化製品関連技術のプラットフォームとして、地元産業界にとって、新たな成長分野への重要な足掛かりになると言えるものであります。我々は、このセンター設置を好機として、力を合わせる体制を整えることによって、変化をいち早く取り入れ、ビジネス機会を探り、ニッチトップ産業を含むEV関連産業を様々な形で産み出すなど、EVを活かした郷土の活性化へとつなげていきたいと考えます。

このため、平成22年10月22日、県内の企業、団体等の有志が参集し、発起人となって「愛媛県EV推進協会」を設立いたしました。

本協会においては、会員への各種情報の提供はもちろんのこと、EV関連ビジネスの事業化に向けた研究や、国・県への提案等を行うこととしており、EV関連ビジネスに関心のある企業・団体等の皆様に幅広く参加をいただきたいと考えております。（会費は無料です。）

つきましては、入会を希望される企業・団体等におかれましては、別添「入会申込書」に必要事項を御記入の上、送付くださいますようお願いいたします。

<提出方法>

別添入会申込書に必要事項を御記入いただいた上で、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で、御送付をお願いします。

【問い合わせ先】

愛媛県EV推進協会事務局

〒791-1101 愛媛県松山市久米窪田町337-1

E-mail ev-car@ehime-iinet.or.jp

TEL 089-960-1132 FAX 089-960-1105

愛媛県EV推進協会 入会申込書

平成 年 月 日

愛媛県EV推進協会事務局 行
e-mail : ev-car@ehime-iinet.or.jp、FAX : 089-960-1105

愛媛県EV推進協会の会員として会員規約に同意し、次のとおり入会を申し込みます。

| | |
|-------------------------|--|
| 区 分 | 団 体 ・ 個 人 ※該当するものを○で囲んでください。 |
| 団体・企業名 住 所 代表者職氏名 | ※個人の場合は、記入不要です。 |
| 担 当 者 の 所 属 ・ 職 氏 名 | ※個人の場合は、氏名のみ記入してください。 |
| 担当者の連絡先 | (住 所) (電 話 番 号) (E-mail) (FAX 番 号) ※E-mail・FAX番号は、協会からの情報提供時に利用します。 できるだけE-mail アドレスをご記入ください。 |
| 紹 介 者 | ※設立発起人の紹介による入会の場合は、設立発起人の企業・団体名をご記入ください。 |
| 社名を会員一覧で 公開する | 可 ・ 不可 ※該当するものを○で囲んでください。 |
| URL | ※会員一覧からリンクを張ります。 |

愛媛県 EV 推進協会会員規約

(目 的)

第1条 本会は、EV(電気自動車その他の電気を動力源とする乗物等をいう。以下同じ。)に関し、県内企業等におけるビジネス化を支援するため、愛媛県が取り組む「EV 開発プロジェクト」と連携を図りながら、会員における技術・ビジネスシーズの発掘支援や、情報提供等を実施する。

(名 称)

第2条 本会は、『愛媛県 EV 推進協会』と称する。

(事 業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) EV 関連ビジネスに関する資料の収集及び会員への情報提供
- (2) EV 関連ビジネスの事業化に向けた、会員による研究会等の開催
- (3) その他必要な事項

(会 員)

第4条 本会は、会の目的に賛同する企業、団体及びその他の者をもって組織する。

(役員等)

第5条 本会に、会長1名を置き、総会において選出する。

- 2 会長の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- 3 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 4 本会に、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

(会 議)

第6条 会長は、毎年1回総会を召集し、その議長にあたる。

- 2 総会は、会員をもって構成し、出席会員の過半数をもって議事を決する。

(事務局)

第7条 本会の事務局は、公益財団法人えひめ産業振興財団産業振興部に置く。

(雑則)

第8条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成22年10月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。